

令和7年度軽自動車税(種別割) 税率表

<原付・小型特殊>

車種	税率	
原 動 機 付 自 転 車	50cc(0.6kW)以下 (特定小型原付を含む)	2,000円
	90cc(0.8kW)以下	2,000円
	125cc(1.0kW)以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 用	2,400円
	そ の 他	5,900円

<二輪・トレーラ>

車種	税率
二輪軽自動車(250cc以下)	3,600円
二輪小型自動車(250cc超)	6,000円
ト レ ー ラ	3,600円

令和7年4月1日現在、所有されている方に課税されます。

令和7年4月2日以降に廃車や譲渡をしても課税されず。月割はありません。

<四輪及び三輪の軽自動車> 自動車検査証の「初度検査年月」により、①～③のいずれかになります。(※初度検査=最初(新車)の新規登録)ただし、「軽課」対象車両(電気自動車等)の場合は、**新車に限り④～⑥のいずれか**になります。

車種	① 税率(現行)	② 税率(旧)	③ 税率(重課)	
	*平成27年4月以降	*平成24年4月~平成27年3月	*平成24年3月以前	
四 輪	乗用自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	乗用営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	貨物営業用	3,800円	3,000円	4,500円
三 輪	3,900円	3,100円	4,600円	

車種	④ 税率(軽課)	⑤ 税率(軽課)	⑥ 税率(軽課)
	四 輪	乗用自家用 2,700円	—
四 輪	乗用営業用 1,800円	3,500円	5,200円
	貨物自家用 1,300円	—	—
	貨物営業用 1,000円	—	—
三 輪	1,000円	2,000円(乗用営業用のみ)	3,000円(乗用営業用のみ)

※令和7年度のみ上記の税率(グリーン化特例)が適用されます(初度検査が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの車両に限る)。

④電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車)

⑤以下の車で、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

⑥以下の車で、令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

*ガソリン車又はハイブリッド車のうち「平成30年排出ガス基準50%低減達成車」又は「平成17年排出ガス基準75%低減達成車」

※③重課は、初度検査から13年を経過した軽四輪等について、①に概ね20%が上乘せされた税率です。ただし、電気・天然ガス・混合メタノール・ハイブリッド等の軽自動車及びトレーラは除きます。令和7年度は「初度検査年月」が平成24年3月以前の車両が対象です。